



# 資料編

---



## 資料編

### 1 白杵市子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略)

	区分	所属団体	氏名	備考
1	自治会	白杵市自治会連合会	疋田 忠公	副会長
2	議会	白杵市議会	芝田 英範	
3	子育て支援及び教育関係	白杵市民生委員・児童委員協議会	柴田 久美子	
4		白杵市医師会（小児科医）	東保 裕の介	
5		大分県公認心理師協会	岐部 薫	
6		白杵市保育協議会	神田 寿恵	
7		地域子育て支援拠点事業	芥川 良彦	
8		児童クラブ運営団体	安藤 隆伸	
9		白杵市幼稚園型認定こども園	亀井 一寿	
10		白杵市校長会	永松 芳恵	
11		市内高等学校	渡辺 学	
12		家庭教育支援（野津地域）	工藤 忍	
13		白杵市教育委員会	木本 邦治	
14		白杵市市政アドバイザー	垂井 美千代	会長
15	労働環境	連合大分南部地協白杵地区協議会	増中 洋二	
16	保護者	白杵市PTA連合会	玉井 真一	
17		白杵市幼稚園型認定こども園 保護者代表	重石 由美	
18		白杵市保育協議会 保護者代表	長野 準平	
19		公募委員	祖父江 美幸	



	区分	所属	氏名	備考
1	事務局	政策監	柴田 監	
2		子ども子育て課長	竹尾 幸三	
3		福祉課長	大戸 敏雄	
4		学校教育課長	新名 敦	
5		子ども子育て課子育て支援グループ 総括課長代理	荻野 健	
6		子ども子育て課母子保健グループ 課長代理	櫻木 和代	
7		子ども子育て課子育て支援グループ	上野 麻美	
8		子ども子育て課子育て支援グループ	成田 裕樹	



## 2 臼杵市子ども・子育て会議条例

○臼杵市子ども・子育て会議条例

平成25年9月25日

条例第33号

改正 平成29年3月23日条例第2号

改正 令和5年3月23日条例第6号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項に規定する審議会その他の合議制の機関等として、臼杵市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次の各号に掲げる事務を処理する。

- (1) 法第72条第1項各号に規定する事務
- (2) 前号に掲げるもののほか、本市の子ども・子育て支援施策及び本市で育つ子どもの育成に関わる施策に関し、市長が必要と認める事項について調査審議すること。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援（法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。次号において同じ。）に関し学識経験のある者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子どもの健全育成に関し地域で取り組みを行っている者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 子ども・子育て会議の委員（以下「委員」という。）の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長を置く。



- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。  
(議事)

第6条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければこれを開くことができない。
- 3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。  
(関係者の出席等)

第7条 会長は、子ども・子育て会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第8条 市長は、専門の事項を調査審議させる必要があると認める場合は、子ども・子育て会議に専門部会を置くことができる。

- 2 部会の専門委員は、委員のうち市長が指名する者及び市長が当該専門部会に必要と認めて委嘱し、又は任命する者とする。
- 3 専門委員の任期は、当該専門委員の指名、委嘱又は任命に係る専門事項に関する調査審議が終了するまでとする。

(庶務)

第9条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども子育て課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月23日条例第2号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月23日条例第6号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。



### 3 子ども・子育て支援事業計画の基本的記載事項

#### (1) 必須記載事項

##### ①教育・保育提供区域の設定

「量の見込み」・「確保方策」を設定する単位として、地域の実情に応じて保護者やこどもが居宅より容易に移動することが可能な区域を設定。

##### ②教育・保育の「量の見込み」・「確保の内容」・「実施時期」

市町村は、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み(必要利用定員総数)」を設定。

市町村は、教育・保育提供区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及びその実施時期(確保方策)」を設定。

教育・保育施設	認定こども園、幼稚園、保育所
地域型保育事業	小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業

##### ③地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」・「確保の内容」・「実施時期」

市町村は、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を設定。

市町村は、教育・保育提供区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、事業の種類ごとに、確保の内容及びその実施時期(確保方策)を設定。

地域子ども・子育て支援事業	
1. 利用者支援事業	10. 病児・病後児保育事業
2. 地域子育て支援拠点事業	11. 放課後児童健全育成事業
3. 妊婦健康診査事業	12. 実費徴収に係る補足給付を行う事業
4. 乳児家庭全戸訪問事業	13. 多様な事業者の参入促進・能力活用事業
5. 養育支援訪問事業	14. 子育て世帯訪問支援事業【新規】
6. 子育て短期支援事業	15. 児童育成支援拠点事業【新規】
7. ファミリー・サポート・センター事業	16. 親子関係形成支援事業【新規】
8. 一時預かり事業	17. 産後ケア事業【新規】
9. 延長保育事業	18. 妊婦等包括相談支援事業【新規】
	19. 乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)【新規】



#### ④教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

認定こども園の普及に係る基本的考え方を定めるほか、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方、その推進方策、地域における教育・保育事業を行う者の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方策を設定。

#### ⑤子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法について検討を行うことを定めるほか、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について、都道府県との連携の方策を設定。

### (2)任意記載事項

#### ①産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項

- ・産前・産後休業や育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援
- ・特定教育・保育施設や地域型保育事業の計画的な整備等

#### ②こどもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

- ・児童虐待防止対策の充実
- ・母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進
- ・障害児など特別な支援が必要なこどもの施策の充実

#### ③労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

- ・仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し及び仕事と子育ての両立のための基盤整備について、各市町村の実情に応じた施策

#### ④子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項

- ・関係機関の連携会議の開催等
- ・関係機関の連携を推進する取組の促進



## 4 保育所・認定こども園・小・中学校・高校等の状況

### ■ 保育所

2024（令和6）年4月1日現在

		施設名	定員	標準時間 利用時間	延長保育	一時預かり	乳児保育	休日保育	備考
私立	1	野津南保育園	40	7時00分～18時00分	18時00分～18時30分	○	○		

※○は実施（6ヶ月未満の乳児保育も実施）

### ■ 認定こども園

2024（令和6）年4月1日現在

	施設名	認定 区分	教育 定員	教育時間 利用時間	預かり保育	一時 預かり	乳児 保育	休日 保育	備考
			保育 定員	保育標準時間 利用時間	延長保育				
公立	臼杵市立下南こども園	1号	10	8時30分～15時30分	7時00分～8時30分 15時30分～18時00分				
		2・3号	70	7時00分～18時00分	18時00分～19時00分	○	○		
私立	かいぞえこども園	1号	10	8時30分～16時00分	7時00分～8時30分 16時00分～18時00分				
		2・3号	60	7時00分～18時00分	18時00分～19時00分	○	○		
	海辺こども園	1号	10	8時30分～16時00分	7時00分～8時30分 16時00分～19時30分				
		2・3号	110	7時00分～18時00分	18時00分～19時30分	○	○		
	市浜こども園	1号	10	8時30分～16時00分	7時00分～8時30分 16時00分～18時00分				
		2・3号	90	7時00分～18時00分	18時00分～19時00分	○	○		
	臼杵中央こども園	1号	10	8時30分～16時00分	7時00分～8時30分 16時00分～19時30分				
		2・3号	70	7時00分～18時00分	18時00分～19時30分	○	○		
	すみれこども園	1号	15	8時30分～16時00分	7時00分～8時30分 16時00分～20時00分				
		2・3号	200	7時00分～18時00分	18時00分～20時00分	○	○	○	
	うすきこども園	1号	10	8時30分～16時00分	7時00分～8時30分 16時00分～18時00分				
		2・3号	100	7時00分～18時00分	18時00分～19時00分	○	○		
	野津こども園	1号	10	8時30分～16時00分	7時00分～8時30分 16時00分～18時30分				
		2・3号	80	7時00分～18時00分	18時00分～18時30分	○	○		
	認定こども園 アソカ幼稚園	1号	45	10時00分～14時00分	18時30分まで				
		2・3号	50	7時30分～18時30分	-	△	○		
	認定こども園 カトリック 臼杵幼稚園	1号	45	10時00分～14時00分	18時30分まで				
		2・3号	40	7時30分～18時30分	-	○	○		

※○は実施、△は園独自事業で実施



■認可外保育施設

2024（令和6）年4月1日現在

	施設名	定員	保育時間	備考
1	すえひろ保育園	60	7時30分～18時00分	休園中

■小学校

2024（令和6）年5月1日現在

	学校名	クラス数	児童数	備考
1	臼杵市立佐志生小学校	5	13	
2	臼杵市立下ノ江小学校	4	29	
3	臼杵市立海辺小学校	8	63	
4	臼杵市立下北小学校	9	168	
5	臼杵市立上北小学校	5	29	
6	臼杵市立臼杵南小学校	7	54	
7	臼杵市立下南小学校	8	143	
8	臼杵市立市浜小学校	21	404	
9	臼杵市立福良ヶ丘小学校	8	95	
10	臼杵市立臼杵小学校	12	218	
11	臼杵市立野津小学校	10	164	
12	臼杵市立川登小学校	4	21	
13	臼杵市立南野津小学校	5	34	
	合計	106	1,435	



## ■ 中学校

2024（令和6）年5月1日現在

	学校名	クラス数	生徒数	備考
1	臼杵市立北中学校	10	217	
2	臼杵市立南中学校	5	35	
3	臼杵市立西中学校	12	325	
4	臼杵市立東中学校	8	126	
5	臼杵市立野津中学校	6	127	
	合計	41	830	

## ■ 高校

2024（令和6）年4月1日現在

	学校名	クラス数	生徒数	備考
1	大分県立臼杵高等学校	15	535	
2	大分県立海洋科学高等学校	3	84	
	合計	18	619	



## 5 子育て支援サービスの状況

現在実施している主な子育てサービスは、以下の通りです。

### ■一時預かり

2024（令和6）年4月1日現在

	施設名	利用日時等
1	臼杵市立下南こども園	月曜日～土曜日 8時30分～16時30分 ※相談次第で時間を調整できる場合もあります。
2	臼杵中央こども園	
3	かいぞえこども園	
4	市浜こども園	
5	海辺こども園	
6	すみれこども園	
7	うすきこども園	
8	野津こども園	
9	野津南保育園	
10	カトリック臼杵幼稚園	

### ■休日保育

2024（令和6）年4月1日現在

	施設名	利用日時等
1	すみれこども園	日曜日及び祝日 7時30分～17時30分

### ■病児・病後児保育

2024（令和6）年4月1日現在

	施設名	利用日時等
1	病児保育室「とんぼ」	保育時間 月曜日～土曜日 8時00分～18時00分（土曜日は12時30分まで） ※日曜日・祝日・お盆（8月13日～16日）・年末年始（12月30日～1月3日）を除く 送迎支援受付時間 月曜日～水曜日、金曜日 8時00分～14時00分（野津地域13時30分） 木曜日 8時00分～12時30分（野津地域12時00分） 土曜日 8時00分～9時00分



## ■ 延長保育

2024（令和6）年4月1日現在

	施設名	利用時間
1	臼杵市立下南こども園	18時00分～19時00分
2	臼杵中央こども園	18時00分～19時30分
3	かいぞえこども園	18時00分～19時00分
4	市浜こども園	18時00分～19時00分
5	海辺こども園	18時00分～19時30分
6	すみれこども園	18時00分～20時00分
7	うすきこども園	18時00分～19時00分
8	野津こども園	18時00分～18時30分
9	野津南保育園	18時00分～18時30分

## ■ 地域子育て支援拠点施設

2024（令和6）年4月1日現在

	施設名	利用日時等	備考
1	ウスキッズ	月曜日～金曜日 9時00分～15時00分	
2	子育て支援「あのね」	月曜日～土曜日 8時00分～13時00分	家庭訪問型子育て支援（ホームスタート）実施
3	よいこのへや	月曜日～金曜日 9時00分～16時00分 第1火曜日 11時00分～16時00分 第3日曜日 10時00分～15時00分	一時預かり事業実施
4	子育て支援センター童	月曜日～土曜日 9時30分～15時00分	一時預かり事業実施

## ■ ファミリー・サポート・センター

2024（令和6）年4月1日現在

	事業名	事業内容等
1	ファミリー・サポート・センター事業	「子育ての手助けをしてほしい人」（依頼会員）と「子育ての手助けをする人」（提供会員）が会員として登録し、会員同士で子育てを支え合う組織です。  〈援助対象児童〉 概ね6か月～小学校6年生まで 〈利用時間〉 7時00分～19時00分



## ■放課後児童クラブ

2024（令和6）年4月1日現在

	施設名	利用日時等 ※長期休暇期間＝春休み・夏休み・冬休み	小学校区
1	市浜児童クラブ	月曜日～金曜日 放課後～18時30分 土曜日 8時00分～18時00分 長期休暇期間 8時00分～18時30分	市浜
2	ウエルフェアー	月曜日～金曜日 放課後～18時30分 土曜日・長期休暇期間 7時30分～18時30分	海辺
3	臼杵小児童クラブ	月曜日～金曜日 放課後～18時00分 土曜日・長期休暇期間 8時30分～18時00分	臼杵
4	すみれ児童クラブ	月曜日～金曜日 放課後～19時30分 土曜日・長期休暇期間 7時00分～19時30分	下北
5	下南小児童クラブ	月曜日～金曜日 放課後～18時30分 土曜日・長期休暇期間 8時00分～18時30分	下南
6	すえひろ児童クラブ	月曜日～金曜日 放課後～19時00分 土曜日・長期休暇期間 7時00分～19時00分	上北
7	福良ヶ丘児童クラブ「丘っ子」	月曜日～金曜日 放課後～18時00分 土曜日・長期休暇期間 8時00分～18時00分	福良ヶ丘
8	臼杵南児童クラブみなみ風	月曜日～金曜日 放課後～18時30分 土曜日・長期休暇期間 7時30分～18時30分	臼杵南
9	野津小児童クラブ	月曜日～金曜日 放課後～18時30分 土曜日・長期休暇期間 7時45分～18時30分	野津
10	南野津小児童クラブ	月曜日～金曜日 放課後～18時30分 土曜日・長期休暇期間 7時45分～18時30分	南野津
11	川登小児童クラブ	月曜日～金曜日 放課後～18時30分 長期休暇期間 7時45分～18時30分	川登



## ■ 放課後子ども教室

2024（令和6）年4月1日現在

	施設名	定員	登録者数	校区
1	さしう放課後こども教室	小学校2・3年生の希望者	25	佐志生
2	したのえ放課後こども教室		23	下ノ江
3	あまべ放課後こども教室		17	海辺
4	しもきた放課後こども教室		20	下北
5	かみきた放課後こども教室		7	上北
6	うすきみなみ放課後こども教室		9	臼杵南
7	しもみなみ放課後こども教室		18	下南
8	いちはま放課後こども教室		40	市浜
9	ふくらがおか放課後こども教室		21	福良ヶ丘
10	うすき放課後こども教室		20	臼杵
11	かわのぼり放課後こども教室（H31は開設せず）		0	川登
12	のつ放課後こども教室		23	野津
13	みなみのつ放課後こども教室		20	南野津
14	すえひろ放課後こども教室 （すえひろ保育園内）			61
	合計		304	

## ■ ショートステイ・トワイライトステイ

2024（令和6）年4月1日現在

	施設名	利用期間等
1	栄光園（乳児院）	保護者の傷病や社会的事由で児童の養育が一時的に困難になった場合、経済的その他の理由により緊急一時的に母子等の保護を必要とする場合に一時的に養育・保護する事業です。  〈利用期間〉 ショートステイ：1週間以内 トワイライトステイ：平日夜間及び休日 〈利用金額〉 所得や児童の年齢により異なる
2	小百合ホーム（児童養護施設）	
3	森の木（児童養護施設）	
4	栄光園（児童養護施設）	
5	別府厚生館（母子生活支援施設）	
6	永生会母子ホーム（母子生活支援施設）	
7	HOPE（児童家庭センター）	



## ■ おおいた子育てほっとクーポン

2024（令和6）年4月1日現在

	事業名	事業内容等
1	おおいた子育てほっとクーポン （令和5年度より新規配布廃止）	<p>お子さんが生まれたご家庭に、地域の子育て支援サービスに使えるクーポン券を配布していました。令和5年度以降のクーポンの新規発行は、国の「出産・子育て応援給付金」の創設に伴い大分県下全市町村で廃止しました。既交付分のクーポンについては、有効期限までは対象とします。</p> <p>〈有効期限〉 3歳の誕生日の前日まで            〈配布金額〉 養育する子どもの数×1万円            〈利用可能なサービス〉            一時預かり事業、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業、インフルエンザ予防接種、フッ素塗布、体操教室（幼児とママ・ベビーとママ）、乳幼児家庭教育学級にじっこ、地域子育て支援拠点の実費負担分、児童通所支援事業の個人負担分、市が指定する読み聞かせ絵本の指定店での購入、乳房マッサージ、家事援助（家事ヘルパーの派遣）、放課後児童クラブ利用料</p>

## ■ 臼杵市版母子手帳アプリ「ちあほっと」

	事業名	事業内容等
1	臼杵市版母子手帳アプリ 「ちあほっと」	<p>妊娠中の日々の記録や、大切な思い出の保存、出産後の予防接種のスケジュール管理などができる便利なアプリです。</p> <p>さらに、うすき石仏ねっとに加入している方は、アプリと連携することができ、医療機関や臼杵市が管理する予防接種、乳幼児健診結果（身長、体重、頭囲）を受け取ることができます。</p>



## 6 経済的支援サービスの状況

現在実施している主な子育てサービスは、以下の通りです。

### ■ 経済的支援 その①

2024（令和6）年4月1日現在

	名称	内容	担当課
1	児童手当	高校生年代まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童の養育者に支給されます。	子ども子育て課
2	保育料無償化	0～5歳までのすべてのこどもの保育所・認定こども園等の保育料を無償としています。	子ども子育て課
3	にこにこ保育支援事業	保育料無償化のうち、戸籍上第2子以降3歳未満児の保育料を無料にしています。（認可外保育施設の場合、助成上限35,000円/月）	子ども子育て課
4	一時預かり事業利用料助成事業	一時預かり（一時保育）事業の利用料の一部を助成しています。 一回の利用につき上限2,000円を助成（1月あたり4回まで）	子ども子育て課
5	不妊治療費等助成事業	不妊治療を受けているご夫婦の不妊治療費や不妊検査費の一部を助成しています。	子ども子育て課
6	予防接種事業	定期予防接種や一部の任意予防接種の費用を助成します。	保険健康課
7	妊産婦医療費助成事業	母子健康手帳を交付した日から、出産した日の翌々月末日までの診療を受けた際の医療費のうち、「保険適用分の自己負担額」を助成します（出産にかかる入院時の保険適用分を除く）。	子ども子育て課
8	妊婦歯科健康診査	妊婦歯科健康診査の費用を一回分助成します。	子ども子育て課
9	妊婦健康診査費等助成事業	妊婦健康診査等にかかる費用の一部を助成しています。	子ども子育て課
10	妊産婦健康診査等通院交通費助成事業	近隣に産科医療機関のない妊産婦の健診や出産に要する交通費を一部助成します。	子ども子育て課
11	妊婦のための支援給付事業	妊娠から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じる妊婦等包括相談支援事業等の支援と子ども・子育て支援法の妊婦のための支援給付を組み合わせ実施し、すべての妊娠・子育て家庭が安心して出産・子育てができるように応援します。	子ども子育て課



## ■ 経済的支援 その②

2024（令和6）年4月1日現在

	名称	内容	担当課
12	子ども医療費の助成	高校生世代までの通院・入院・調剤等の医療費を助成します。	子ども子育て課
13	子育て応援出生祝品贈呈事業	出生届の際に、臼杵市商店街連合会及び野津町商工会に加盟している店舗で使えるお買い物券をお渡しします。	子ども子育て課
14	未熟児養育医療費の助成	入院治療を必要とする未熟児に対して、医療の給付を行っています。	子ども子育て課
15	新生児聴覚検査費助成	新生児聴覚検査の費用を一部助成します。	子ども子育て課
16	乳児一般健康診査費助成	乳児健康診査の費用を一部助成します（生後3～6か月、生後9～12か月の2回分）。	子ども子育て課
17	フッ化物塗布事業	お子さんのむし歯予防のため、受診券を配布して歯のフッ化物塗布にかかる費用を助成しています。	子ども子育て課
18	小児慢性特定疾患等日常生活用具給付事業	小児がんなど、特定の疾病について、日常生活用具給付事業を行っています。	子ども子育て課
19	就学援助	経済的理由により小中学校へ就学する児童生徒の経済的な理由の困難さを軽減するため、学用品費・学校給食費・修学旅行費など、学校生活にかかる費用の一部を援助します。	教育委員会
20	児童扶養手当	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童（一定の障がい有する場合は20歳未満）を養育しているひとり親家庭の母又は父等に支給します。所得制限あり。	子ども子育て課
21	ひとり親家庭等医療費助成	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を監護するひとり親家庭の親及び児童、監護する父母のいない児童等の医療費（保険診療分）の一部を助成します。所得制限あり。	子ども子育て課
22	母子父子寡婦福祉資金の貸付	母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の生活安定とその児童の福祉の向上のため、無利子又は低利で各種資金の貸付を行っています。	子ども子育て課
23	育成医療費の助成	身体上の障がい・疾病を放置したら将来、障がいが残ると認められる児童に対する治療費の助成を行います。	福祉課



### ■ 経済的支援 その③

2024（令和6）年4月1日現在

	名称	内容	担当課
24	重度心身障害者（児）の医療費の助成	身障手帳1・2級、療育手帳A判定、精神保健福祉手帳1級等の重度心身障がい者（児）に対して、医療費の一部を助成します。所得制限あり。	福祉課
25	日常生活用具の給付・貸与	障がい者（児）及び難病患者等に対し、日常生活を容易にするため、日常生活用具給付事業（市事業）を行います。	福祉課
26	障がい児の就学援助	特別支援学級へ就学する児童生徒の保護者の経済的負担の軽減を図るため、学用品費・学校給食費など、学校生活にかかる費用の一部を援助します。	教育委員会
27	障害児福祉手当	身体障害者手帳1級、療育手帳A 1又はそれに準ずる重度の障がいにより、日常生活に常時特別の介護を要する20歳未満の児童に支給します。所得制限あり。	福祉課
28	特別児童扶養手当	身体又は精神に重度・中度の障がいのある20歳未満の児童を監護している父母又は養育者に支給します。所得制限あり。	福祉課
29	心身障害者タクシー料金の助成	重度身体障がい者（児）や、重度知的障がい者（児）の外出に対する移動支援として定額のチケットを支給します。	福祉課
30	在宅重度障害者住宅改造費の助成	住宅設備の改造を必要とする在宅の重度心身障がい者（児）に対して、経費の一部を助成します。事前申請が必要。所得制限あり。	福祉課
31	自立支援教育訓練給付金	ひとり親家庭の母又は父が就労に結びつく資格等を取得するにあたり、対象となる教育訓練給付講座を受講し、終了した場合に給付金を支給します。事前相談必須で、所得制限等の要件あり。	子ども子育て課
32	高等職業訓練促進給付金	ひとり親家庭の母又は父が就労に結びつく資格等を取得するにあたり、対象となる養成機関で6ヶ月以上修業する場合に給付金を支給します。事前相談必須で、所得制限等の要件あり。	子ども子育て課
33	高校生の奨学資金	高校・高等専門学校に在籍する生徒のうち学業人物とも優秀でかつ経済的理由により就学困難な生徒に対して資金を給付します。	学校教育課
34	中学校遠距離生徒通学費補助金	学校に遠距離から通学する生徒に対し、保護者負担の軽減のため、通学に要する経費の一部を補助します。	学校教育課
35	小学校遠距離児童通学費補助金	学校に遠距離から通学する児童に対し、保護者負担の軽減のため、通学に要する経費の一部を補助します。	学校教育課



■ 経済的支援 その④

2024（令和6）年4月1日現在

	名称	内容	担当課
36	高校生の通学補助	市内の子どもたちが、できるだけ市内の高等学校に通うことができるよう、通学補助として購入したバス定期券の金額からその通用期間1ヶ月につき1万円を控除した額の全部を補助します。	秘書・総合政策課
37	臼杵市夢応援教育ローン	大学、短期大学、専門専修学校（高専は除く）に在学する子弟などのために、教育ローンを借り受ける保護者に利子補給を行います。	秘書・総合政策課
38	奨学金制度 （一般大学生等奨学金）	経済的な理由で就学が困難な方に対し、奨学金を無利子で貸与しています（入学準備金10万円、月額3万円）。卒業後10年以内に臼杵市に住み始め、5年継続して居住した場合、返還の免除申請をすることができます。	総務課
39	奨学金制度 （医学生等奨学金）	将来、医師や看護師として市内の医療機関に従事しようとする学生を対象に奨学資金を貸与しています。貸与期間と同じ期間、市内の医療機関に従事した場合返還の免除申請をすることができます。 ＜奨学資金の概要＞ ○入学準備金10万円 ○月額5万円 ただし、医学部4年から6年生までは月額10万円	保険健康課



## 7 用語解説

### 【あ行】

#### ●ICT（アイシーティー）

Information and Communication Technology の略で、情報通信技術や情報伝達技術を意味する言葉。

#### ●預かり保育事業

幼稚園・認定こども園（幼稚園部）を利用しているこどもを登園時間前や降園時間後、夏期休業等の長期休業時に預かる事業。

#### ●一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児（非在園児のみ）について、主として昼間において、幼稚園、保育所、認定こども園等において、一時的に預かる事業。

#### ●医療的ケア

一般的に「日常生活を送る上で必要とされる衛生管理に関する医行為（医療行為）」とされ、障がいや疾患等により低下した身体機能を、医療機器等を用いて補助すること。

#### ●医療的ケア児

医療的ケアが必要なこどもを指します。たんの吸引や人工呼吸器の使用、経管栄養などといった医療的援助を日常的に必要とするこどものこと。

### 【か行】

#### ●教育・保育施設

「認定こども園法」第2条第6項に規定する認定こども園、学校教育法第1条に規定する幼稚園及び児童福祉法第39条第1項に規定する保育所。

#### ●合計特殊出生率

合計特殊出生率は「15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときのこどもの数に相当する。

#### ●子育て

教育・保育その他のこどもの健やかな成長のために行われるこどもに対する活動。



## ●子育て短期支援事業

(ショートステイ)

保護者が疾病、出産、育児不安等で家庭での養育が一時的に困難な場合、その児童を児童養護施設で短期的に預かる事業

(トワイライトステイ)

保護者が仕事等の理由により恒常的に夜間に帰宅するため、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に、その児童を児童福祉施設等に通所させ、生活指導、夕食の提供等を行うサービス。

## ●子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法第72条第1項で規定する市町村が条例で設置する「審議会その他合議制の機関」を言う。本会議は、市町村長の諮問に応じて答申する合議制の諮問機関（地方自治法第138条の4第3項で定める市町村長の付属機関）。

## ●子ども子育て関連3法

①「子ども・子育て支援法」。

②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」（認定こども園法の一部改正）。

③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正）。

## ●子ども・子育て支援

全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援。（法第7条）。

## ●こども大綱

こどもや若者が生きやすい社会を実現するために、国の施策の基本的な方針を定めたもの。こども基本法に基づいて策定され、こども・若者や子育て当事者のため、こども施策を総合的に推進することを目的としている。

## ●コミュニティー・スクール

保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持ち、学校運営や基本方針等を承認したり意見を述べたりできる学校運営協議会を設置した学校。

## ●コーホート変化率法

同じ年、または同じ時期に生まれた人々の集団（コーホート）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。



## 【さ行】

### ●事業所内保育施設

事業所内の施設等において、主に自社の従業員のこどもを預かる保育事業施設。

### ●市町村子ども・子育て支援事業

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画をいい、新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が策定することになる。(法第61条)。

### ●児童館

児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的として設置された屋内型の児童厚生施設で、小型児童館、児童センター、大型児童館A型・B型・C型及びその他の児童館の6つに大別することができる。

### ●食育

食品の安全性への不信感や、生活習慣病の増加などを背景に、食材や食習慣、食文化、栄養などに関する理解を深めるなど、食を通じて、身体や心の健康を育むこと。

### ●スクールカウンセラー

教育機関において心理相談業務に従事する心理職専門家の職業名、および当該の任に就く者のこと。学校カウンセラーと呼ばれることもある。

### ●スクールソーシャルワーカー

ソーシャルワーカーとは、主に社会的弱者への福祉相談業務に従事する福祉職専門家であり、スクールソーシャルワーカーは、その中で教育機関において当該の任に就く者のこと。資格要件は、社会福祉士や精神保健福祉士などの有資格者のほか、過去に教育や福祉の分野において活動経験がある者も含むなど、人材の専門性は様々である。

## 【た行】

### ●待機児童

子育て中の保護者が保育所または学童保育施設に入所申請をしているにもかかわらず入所できず、入所待ちしている（待機）状態の児童をいう。

### ●地域型保育給付

施設(原則20人以上)より少人数の単位で、0～2歳のこどもを預かる事業。

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う4つのタイプの事業がある。

### ●地域子育て支援拠点事業

主に保育所等に入園していない児童と保護者が集まり、一緒に遊びながら交流するふれあいの場を提供するとともに、子育てに役立つ情報をお知らせするほか、子育てに関する悩み等の相談を行います。



### ●特定教育・保育施設

市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」を言い、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。

### ●DX（ディーエックス）

デジタル・トランスフォーメーションの略で、直訳すると「デジタル変革」。デジタル技術を活用して業務プロセスやビジネスモデルを変革する取組。

## 【な行】

### ●認可外保育施設

保育を目的とする施設で、児童福祉法に基づく保育所としての県知事の認可を受けていないもの（保育事業の実施には県知事への届出が義務づけられている）。

### ●認可保育所

国が定めた児童福祉施設の設備および運営に関する基準を守り、県知事に認可を受けているもの。

### ●認定こども園

幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第項）。認定こども園は、保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に行い、幼稚園と保育所のそれぞれの良いところを活かしながら、その両方の役割を果たすことができる施設。

## 【は行】

### ●PDCAサイクル

生産技術における品質管理などの継続的改善手法。Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する。

### ●プレコンセプションケア

プレ（Pre）は「～の前の」、コンセプション（Conception）は「妊娠・受胎」という意味で「妊娠前からのケア」を意味し、将来の妊娠を考えながら女性やカップルが自分たちの生活や健康に向き合うこと。

### ●保育所

児童福祉法に定める、保育を必要とする0～5歳児に対して、保育を行う施設（児童福祉法39条）。



## 【や行】

### ●ヤングケアラー

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満のこどものこと。

### ●幼稚園

学校教育法に定める、3～5歳児に対して幼稚園教育を行う施設（学校教育法第22条）。

## 【ら行】

### ●労働力率

労働力人口を15歳以上の人口で割ったものをいう。

労働力人口とは、就業者と完全失業者を合わせた人口のこと。

## 【わ行】

### ●ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」と訳され、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことを指す。

---

## 第3期 臼杵市子ども・子育て支援事業計画

発行日：2025(令和7)年3月

発行元：臼杵市子ども子育て課

住 所：〒875-8501 大分県臼杵市大字臼杵 72 番 1

電 話：0972-63-1111(代表)

---